

風の歌文庫 会則

(名称)

第1条 この会は「風の歌文庫」という。

(所在地)

第2条 この会の所在地は、石川県金沢市緑が丘 19-30 に置く。

(目的)

第3条 この会は、芸術体験や季節の手しごと、運動、食などを通して、子どもから大人まで、豊かな感性を育み、心と体のバランスを整えることで、より良い環境・社会となるよう主体的に行動し発信します。

(事業)

第4条 この会は第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) クレヨンや絵の具を使った芸術活動
- (2) 季節の手しごとやわらべうた
- (3) 昔ながらの体の調整法
- (4) 祝い事のために作られてきた絵巻きずし体験
- (5) その他この会の目的の達成に必要な事業

(会員)

第5条 この会の会員は、正会員、賛助会員、協力会員とする。
その会費及び資格は総会が定める。(会員費はなし 令和4年4月時点)

(機関・議決)

第6条 この会の議決を行う機関として、総会及び役員会をおく。

- (1) 総会は正会員で構成し、正会員総数の 1/2 以上の出席をもって成立し、多数決をもって議事を決する。
- (2) 総会は会長が招集するものとし、毎年 1 回以上開催し、次の事項を議決する。
 - ・年度事業計画及び予算
 - ・年度事業報告及び決算の承認
 - ・役員を選任
 - ・本会の解散、合併に関する事項
 - ・会員の除名に関する事項
 - ・その他、本会の運営に関する重要事項
- (3) 役員会は会長が招集し、総会に付託すべき事項及び総会の議決の執行に関する事項及びこの会の日常の運営に関する事項を議決し執行する。議長は会長が務める。
- (4) 役員会は役員 1/2 以上の出席をもって成立し、多数決をもって議決を決する。

(退会)

第7条 会員は、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、役員会議の議決により、これを除名することができる。

- (1) この会則に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(役員)

第9条 この会に3名以上の役員をおく。

会長(1名) 会長は本会を統括し代表する。

副会長(若干名) 副会長は会長を補佐する。

役員は、役員会を構成し、この会則の定め及び役員会の議決に基づきこの団体の業務を執行する。

(事業年度)

第10条 この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日とする。

(財産の管理)

第11条 この会の会計処理および管理方法は役員会が定める。

(細則)

第12条 この会則に定めのない事項及びこの会則の実施に必要な細則は、役員会が定める。

(設立年月日)

第13条 この会の設立年月日は令和元年9月2日とする。

(規約施行日)

第14条 この会則は、令和元年9月2日から施行する。